

元結樂府における「比興體制」とその新樂府に対する影響

—「春陵行」を中心に—

鄧芳

はじめに

「春陵行」は、元結（七一九—七二二）の代表作とされる有名な作品で、中唐元和時期の新樂府に重大な影響を与えたと目されている。早くは、元結と同時代の大詩人杜甫（七一二—七七〇）が「春陵行」に対して以下のような高い評価を与えている。

覽道州元使君結「春陵行」兼「賊退後示官吏作」^{〔1〕}二首、誌之曰、「當天子分憂之地、效漢官良吏之目。今盜賊未息、知民疾苦、得結輩十數公、落落然參錯天下為邦伯、萬物吐氣、天下少安可待矣。不意復見比興體制、微婉頓挫之辭、感而有詩、增諸卷軸。」^{〔2〕}（道州元使君結の「春陵行」と「賊退きて後に官吏に示すの作」との二首を覽て、之を誌して曰く、「天子分憂の地に當たり、漢官良吏の目に效ふ。今盜賊未だ息まず、民の疾苦を知るもの、結のごとき輩十數公を得て、落落然として天下に參錯せしめ邦伯と為さば、萬物氣を吐き、天下少や安からんこと待つべきか。意はざりき復た比興の體制、微婉頓挫の詞を見んとは。感じて詩有り、諸を卷軸に増す。」）

この評価によって、「春陵行」は元結の作品の中で最も重要なものとなったと考えられる。

では、杜甫が言及した「比興體制」とはいったいどういう意味なのか。そして、「春陵行」の「比興體制」は、中晩唐樂府、特に元和新樂府にどのような貢献をしたのだろうか。本論はこの問題の解明を試みるものである。

一、「比興體制」とは何か

元結の「春陵行」をはじめとする樂府詩が新樂府に影響を与えたことは、中国と日本の文学史や文学批評史及び研究論著ですでに指摘がなされている。また、杜甫がなぜ「春陵行」に注目したか、そしてなぜ元結に対して高い評価を与えたかについても、日中両国の先行研究においてすでに様々な分析が行われている^③。だが従来の研究においては「比興體制」の意味についての検討は十分なされておらず、「春陵行」の作品分析から、「比興體制」とは何を指すかを考察する試みもなされていない。さらに、白居易の新樂府理論に先駆けて存在していた、元結の「采國風」という考え方の意義についての検討も、まだ十分とは言えない。本章ではまず「比興體制」と「微婉頓挫之辭」の意味について考察を行いたい。

「春陵行」の序文及び本文は以下の通りである。

癸卯歲、漫叟授道州刺史。道州舊四萬余戸、經賊以來、不滿四千、大半不勝賦稅。到官未五十日、承諸使徵求符牒二百余封、皆曰、「失其限者、罪至貶削。」於戲、若悉應其命、則州縣破亂、刺史欲焉逃罪。若不應命、又即獲罪戾、必不免也。吾將守官、靜以安人、待罪而已。此州是春陵故地、故作「春陵行」以達下情。(癸卯の歲、漫叟道州刺史を授けらる。道州は舊四萬余戸、賊を経て以來、四千に満たず、大半は賦稅に勝へず。官に到りて未だ五十日ならざるに、諸使の徵求、符牒二百余封を承く。皆曰はく「其の限を失ふ者は、罪貶削に至る」と。於戲、若し悉く其の命

に應ずれば、則ち州縣破亂す。刺史焉くにか罪を逃れんと欲す。若し命に應ぜずんば、又た即ち罪戾を獲んこと、必ず免れざるなり。吾將に官を守り、靜にして以て人を安んじ、罪を待つのみ。此の州は是れ春陵の故地なり、故に「春陵行」を作りて以て下情を達す。）

軍國多所需、切責在有司。有司臨郡縣、刑法竟欲施。供給豈不憂、徵斂又可悲。州小經亂亡、遺人實困疲。大郷無十家、大族命單贏。朝餐是草根、暮食仍木皮。出言氣欲絶、意速行步遲。追呼尚不忍、況乃鞭撲之。郵亭傳急符、來往跡相追。更無寬大恩、但有迫促期。欲令鬻兒女、言發恐亂隨。悉使索其家、而又無生資。聽彼道路言、怨傷誰復知。去冬山賊來、殺奪幾無遺。所願見王官、撫養以惠慈。奈何重驅逐、不使存活為。安人天子命、符節我所持。州縣忽亂亡、得罪復是誰。逋緩違詔令、蒙責固所宜。前賢重守分、惡以禍福移。亦云貴守官、不愛能適時。顧惟孱弱者、正直當不虧。何人采國風、吾欲獻此辭。¹

（軍國需むる所多く、切責は有司に在り。有司郡縣に臨み、刑法竟に施さんと欲す。供給豈に憂へざらんや、徵斂又た悲しむべし。州小にして亂亡を經、遺れる人は實に困疲す。大郷に十家無く、大族も命單贏なり。朝餐は是れ草根にして、暮食も仍ほ木皮なり。言を出だせば氣絶えんと欲し、意速けれど行歩遅し。追呼するすら尚ほ忍びざるに、況や乃ち之を鞭撲するをや。郵亭急符を傳へ、來往して跡相追ふ。更に寛大の恩無く、但だ迫促の期有るのみ。兒女を鬻がしめんと欲するも、言發すれば亂隨はんを恐る。悉く其の家を索めしむるも、而も又た生資無し。彼の道路の言を聽くに、怨傷誰か復た知らん。去冬山賊來り、殺奪して幾ど遺す無し。願ふ所は王官の、撫養するに惠慈を以てするを見んことなり。奈何んぞ重ねて驅逐して、存活せしめざらんか。人を安んずるは天子の命なり、符節は我の持つ所なり。州縣忽ち亂亡せば、罪を得るは復た是れ誰ぞ。逋緩せしめて詔令に違ふ、責を蒙るは固より宜なる所なり。

前賢分を守るを重んず、悪くんぞ禍福を以て移らん。亦た云に官を守るを貴び、能く時に適ふを愛せず。顧るは惟れ
 辱弱なる者、正直當に虧かざるべし。何人か國風を采らん、吾此の辭を獻せんと欲す。

「春陵行」は、元結が広徳二年（七六四）に刺史として道州に着任した時に書かれた作品である。序文と本文は道
 州の悲惨な状況を具体的に述べてから、官吏として「顧みるに惟れ辱弱の者、正直當に虧かざるべし」という決意を
 明示し、更に、この詩を通して「以達下情」、つまり道州の州民の願いを朝廷や君主に伝えようとする意欲をも表明
 している。詩の内容はほとんどが素朴で直截な叙述から成っており、芸術的な表現手法を用いた箇所は少ないが、会
 話や独白を取り入れ、あるいは典型的な人物像と典型的な場面を盛り込むことで普遍的な社会状況を映し出そうとし
 ている点などは、いずれも漢魏樂府によく見られる伝統的な描写手法である。ただし、「春陵行」という題の付け方
 は伝統な旧樂府のそれとは異なっている。「春陵」は秦代から漢代にかけて、現在の湖北省東南と湖南省の一部に設
 置された郡県名だが、唐代では「道州」という州になった。道州で作られたこの詩に「春陵行」という新題をつけ
 たのは、漢代樂府の精神に倣うという意図がある同時、杜甫が三字題の「新題樂府」を多く作ったのと同様、「即事名篇、
 無復依傍」⁵（具体的な内容に基づいて題名をつけ、旧樂府の題を使わない）という新たな手法によるものである。こ
 の点は、旧樂府との重要な違いの一つであり、また新樂府の典型的な特徴であると思われる。その上、「春陵行」は
 歌行体であるが、この三文字の「○○行」と題する樂府詩は、杜甫から白居易に至る新樂府作品において最もよく用
 いられる題名の形式である。郭茂倩『樂府詩集』卷九十六「新樂府辭」には元結の「春陵行」は収められてはいない
 が、「春陵行」は樂府、あるいは新題樂府と見なすことができるだろう。この点については、日中兩國の先行研究に
 おいてすでに指摘がなされている。⁷

安史の乱中と乱後、新題樂府に様々な庶民の苦しみを描いた杜甫は、同じ新題樂府である元結の「春陵行」の意義

をよく理解した上で、「同元使君『春陵行』」の詩を書き、その詩の序で元結が「民衆の苦しみを知る（知民疾苦）」ことを褒め称え、元結の「春陵行」、「賊退示官吏」の両詩には「比興體制」が備わっていることを称讚した。さらに、詩の本文の中でまた元結の両詩が、光り輝く秋の月や華やかな星のようだ（兩章對秋月、一字偕華星）と賛美した。杜甫は、「春陵行」のすばらしさについて主に三つの面を挙げている。内容が「知民疾苦」であり、「體制」が「比興體制」であり、文辭が「微婉頓挫之辭」であるという三点である。内容の「知民疾苦」についてはわかりやすいが、「體制」と文辭についての評価は難解なので、いまだ満足のいく解釈は示されていない。例えば中国で最もよく読まれている文学批評史、王運熙・楊明両氏の『隋唐五代文学批評史』は、次のように解釈している。

杜甫贊美元結的詩歌具有「比興體制」和「微婉頓挫之辭」，著重肯定它們繼承了『詩經』美刺比興和「主文而諷諫」（毛詩序）的傳統，註意運用詩歌對封建統治者進行諷諭，產生有益於政治教化的作用。元結這兩首詩，實際沒有採用比興手法，用的是直寫情事的賦體，可見杜甫稱贊它們具有「比興體制」，在於強調詩歌創作應當發揚美刺比興的精神，而不在於是否運用比興手法。元結這兩首詩，內容雖好，但語言質樸，敘事抒情並不生動，藝術成就不算高，杜甫稱贊它們「兩章對秋月，一字偕華星」，光輝閃耀，主要也是從它們的政治內容和諷諭精神著眼。

（杜甫が元結の詩歌の「比興體制」「微婉頓挫之辭」という点を賛美したのは、それらが『詩經』の美刺比興と「主文而諷諫」の伝統を受け継いで、詩歌を用いて統治者に諷諭をし、政治教化に役に立っていることを肯定したのである。実際のところ、元結のこの二篇の作品においては「比興」という手法は用いられておらず、事柄を直叙する「賦」のスタイルを使っている。よって、杜甫が「比興體制」と賛美したのは、詩歌創作において美刺比興精神を発揚すべきことを強調するためであり、「比興」の手法が用いられるかどうかは関係ない。元結のこの二篇の作品は、内容はよいが、言葉は素朴で、敘事抒情も生き生きとしたものではなく、芸術的な完成度が高いとは言えないが、杜甫はこ

れらを、「二篇の詩は秋の月のよう、一字一字は全て華やかな星のように光り輝いている」と賛美したが、その輝きというのとは主としてその政治的な内容と諷諭精神の方面に着目したものである。

「比興體制」と「微婉頓挫之辭」に対する王運熙・楊明両氏の解釈にはいくらか無理があると感じられる。両氏は、杜甫の言う「比興體制」と「微婉頓挫之辭」を、実際の「體制」と文辞のことではなく、精神的なもの、即ち『詩經』の美刺比興の伝統を受け継ぐ、「政治内容と諷諭精神」のことを指していると考えている。確かに、両氏が指摘する通り「春陵行」及び「賊退示官吏」においては「比興」という手法が使われていないことは明らかだ。しかし、杜甫が敢えて「比興體制」と言ったのは、本当に「美刺比興的精神」のみを指しているのだろうか。

まず、「微婉頓挫之辭」について検討を試みたい。周知のとおり、杜甫は「進雕賦表」において自身の詩風を「沈鬱頓挫」という語によって自負している。¹⁰ 元結の文章に対しても「微婉頓挫之辭」との賛辞を与えていることから、「頓挫」という言葉は杜甫の文学理論において重要な概念であると考えられる。中国の学者たちは「頓挫」についてさまざまな解釈を施しているが、ほとんどが音調の抑揚や感情の起伏、或は両者を兼ね備えたものであるとしている。¹¹ だが張安祖氏は「杜甫沈鬱頓挫本意探源」において、陸機「文賦」の「箴頓挫而清壯（箴は頓挫清壯たり）」という句に対する李善註「箴以譏刺得失、故頓挫清壯（箴は得失を譏刺するを以てす、故に頓挫清壯たり）」と「頓挫」が曲折した婉曲な諷諭の文辞を言うものであることを証明した。張氏は更に仏教經典の例を挙げて、弘法を教え広めるための巧妙な言い方も「頓挫」と呼ばれることを明らかにした。¹² すなわち、「頓挫」は張氏の言葉を借りれば、「曲折見諷」、「寓有諷諭」であり、諷諭、説得などの婉曲な文辞の風格を言うと考えられるのである。そうであれば杜甫の言う「微婉頓挫之辭」とは、元結「春陵行」が諷諭をする際の婉曲な言葉遣いを評価しているのではないだろうか。

では「比興體制」はどのように理解できるであろうか。まず「比興」、或は「比」と「興」についてであるが、現

在多くの場合「比」と「興」は『詩經』における表現手法や創作経験から総括して得られた概念であるとされている。中国の文学史や批評史において、最もよく引用される解釈は鄭衆（鄭司農）の「比者、比方於物……興者、托事於物」¹³（比は、物に比方し……興は、物に事を托す）との解釈、及び宋代・朱熹の『詩集傳』に見える以下の説である。

比者、以彼物比此物也、……興者、先言他物、以引起所詠之詞也。¹⁴（比は、彼の物を以て此の物に比するなり、……興は、先に他の物を言ひて、以て詠ずる所の詞を引起す。）

このように「比」と「興」とはそれぞれが表現技法であると明確に解釈されたのである。これは、宋代以降における「比」と「興」の解釈に大きな影響を与えたもので、現在においてもよく引用される。この解釈に基づいて考えれば、確かに元結の「春陵行」の中にはこのような「比興手法」は見出せない。それゆえ上述の王・楊両氏は『隋唐五代文学批評史』において杜甫の意は美刺比興の精神を強調することであると解していたのである。

ここで「比興」の解釈史を概観しよう。「比興」は中国文学理論の中で最も複雑な概念の一つと言われ、時代や注釈者によって理解も異なっている¹⁵。鄭衆の後、後漢の鄭玄は『周禮』と『毛詩』の注釈において「比」と「興」は政治に対する「美刺」の方法であると解釈し、この「政治美刺」の解釈は後漢から唐代にかけて大きな影響を与えた。その後、六朝の劉勰は「比興」を芸術効用と政治効用の両面から論じた¹⁷。また、鐘嶸は主に文学の面から「比興」の表現技法としての特徴や芸術的な効果を論じた¹⁸。唐代に至り、「比興」に対する解釈はまた政治の方向へ回帰してきた。唐代文人はほとんどが「比」と「興」の政治風論の面を強調しているのである。孔穎達は鄭玄の説に基づいて、「比」と「興」に関する「集大成」の説を提出した：「詩皆用之於樂、言之者無罪。賦則直陳其事。於比、興云不敢斥言、嫌於媚諛者、據其辭不指斥、若有嫌懼之意。其實作文之體、理自當然、非有所嫌懼也。」¹⁹（詩は皆之を用ふるに樂に於

いてし、之を言ふは罪無し。賦は則ち直ちに其の事を陳ぶ。比、興におけるや敢へて斥言せず、媚諛するを嫌ふ者は、其の辭の指斥せざるに據りて、嫌懼の意有るが若きなるを云ふ。其れ實に作文の體は、理は自ら當に然るべく、嫌懼する所有るに非ざるなり」孔穎達の後の唐代文人は、「比興」の政治風論の面を更に重視しているように思われる。例えば陳子昂は「夫詩可以比興也、不言曷著。」（夫れ詩は比興を以てすべきなり、言はずして曷ぞ著さんや？）述べているし、殷璠も齊梁詩を「都無興象、但貴輕艷」²¹（都な興象無く、但だ輕艷を貴ぶ）と批判した。また白居易はさらに明確に「凡所適所感、關於美刺興比者、……謂之諷諭詩。」（凡そ所適所感は、美刺興比に關はる者にして、……之を諷諭詩と謂ふ。）と主張した。以上の用例から見ると、杜甫が「比興」を「美刺風論」の意味で用いていたとしてもおかしくはない。よって、王・楊両氏が「比興體制」を「在於強調詩歌創作應當發揚美刺比興的精神」と指摘するのは、「比興」に関しては妥当であろう。しかし、「體制」を「精神」におきかえるのは適當であろうか。

次に、「體制」についての解釈を整理してみたい。三国・魏の嵇康「琴賦」の序に「然八音之器、歌舞之象、歷世才士、並為之賦頌。其體制風流、莫不相襲」²²（然るに八音の器、歌舞の象は、歷世の才士、並びに之が賦頌を為る。其の體制風流、相襲はざるは莫し）とあり、管見の限り、これが文献資料における「體制」の初出である。ここから「體制」の意味には、賦頌の文体上の特徴や風格が含まれており、精神的なものだけではないと考えられる。さらに、南朝・梁の劉勰『文心雕龍』「附会」篇に「夫才童學文、宜正體制、必以情志為神明、事義為骨髓、辭采為肌膚、宮商為聲氣」²³（夫れ才童の文を學ぶや、宜しく體制を正すべし、必ず情志を以て神明と為し、事義もて骨髓と為し、辭采もて肌膚と為し、宮商もて聲氣と為さん）とあり、この「體制」に対して、『文心雕龍』の注釈家はさまざま意見を出している²⁴。その中で最も重視すべきは詹鍈氏の「包括體裁及其在情志、事義、辭采、宮商等方面的規格要求、也包括風格」²⁵（文学作品の様式、及びその情志、事義、辭采（文章のあや）、宮商（韻律の美）などの面における規準と条件、そして風格をも含む）との解釈である。後の注釈者はしばしば詹鍈氏の説を採用している²⁷。各家の意見に、筆者自身

の考えを加味すれば、以下のように考えられる。すなわち「體制」は「體」と「制」の結合詞で、「體」は「文體」、「制」は文体に応じた具体的な文章の風格や要件などであり、文章の文体、様式、風格特徴、基準を含んでいるものではないか。唐代に至ると、劉知幾の『史通』「六家」には「唯『東觀』曰『記』、『三國』曰『誌』、然稱謂雖別、而體制皆同」²⁸（唯だ『東觀』を「記」と曰ひ、『三國』を「誌」と曰ふ、然（しか）るに稱謂は別なると雖も、體制は皆同じ）とあり、この「體制」には「記」と「誌」の文体、及びそれに応じた内容、風格などの面も含まれていることがわかる。さらに、孔穎達が付した鄭玄の「詩譜・周頌」に対する「疏」には「然『魯頌』之文、尤類『小雅』、比之『商頌』、體制又異」²⁹（然るに『魯頌』の文、尤も『小雅』に類す、之を『商頌』に比するに、體制又異なる）とあり、その後、明代の胡應麟『少室山房筆叢・四部正訛下』にも「『穆天子傳』與『列子』體制不同、各極古雅」（『穆天子傳』と『列子』とは體制同じからざるも、各々古雅を極む）とあり、これらも文体の様式に風格や要件を加えたものを指しているのではないかと、と筆者は考える。

よって、「比興體制」が「美刺比興的精神」のみを指しているという解釈は、妥当ではないだろう。『詩經』の芸術的な特色として知られる「比興」は、唐代では時世を風刺する意味で用いられるようになっていたのであり、また、「體制」は文章の「體」と文体に応じた「制」、つまり文章表現における具体的な特徴を指している。杜甫が「比興體制」という語を用いて褒め称えているのは、元結の「春陵行」が政治を直接批判する「賦」体ではなく、婉曲な諷諭的文章形式と風格を用いているという点だったのではないだろうか。

二、「春陵行」に見られる「比興體制」

では、元結の「春陵行」において、「比興體制」とは具体的に何を指しているのだろうか。「春陵行」を振り返ってみると、この詩には一箇所だけ視点の転換が行われていることが注目される。詩の序文や本文の前半は作者の一人称

の視点から述べられているが、「去冬山賊來、殺奪幾無遺。所願見王官、撫養以惠慈。奈何重驅逐、不使存活為」の部分だけは、民衆の「道路言」を直に引用して、第三者の視点から当時の政治の弊害や人民の苦痛を描写しているのである。その後、元結はまた一人称の視点に戻り、官吏としての「顧惟孱弱者、正直當不虧」という立場を鮮明に表明し、更に最後に「何人采國風、吾欲獻此辭」と述べ、采詩の官によって人民の窮状を朝廷に伝えたいという願いを述べた。ここから元結は自覚的にこの作品を『詩経』國風を継承するものとして位置づけていたことが窺える。だが、元結の願いについては、いくら分析が必要となろう。「春陵行」が書かれた時、元結は君主に直接上奏することができる刺史という立場であったので、この詩とほぼ同時期に、詩とほぼ同内容の「謝上表」と「奏免科率状」を朝廷に奉っている。しかも、唐の時代には「采詩の官」という官職は置かれていなかった。ではどうして元結は自分のこの作品を采詩の官を通じて朝廷に奉りたいと願ったのだろうか。

まず、「春陵行」を、「謝上表」および「奏免科率状」という二つの公文と比較してみよう。上述の加藤敏氏は「元結の『春陵行』と『賊退示官吏』について」において、「春陵行」と二つの公文を詳しく比較しながら、「春陵行」は「樂府の形をとりながら、(中略)道州の窮乏と自らの刺史としての在り方を、朝廷に対して、理念的には天子である代宗に対して、より印象的に訴えようとしたものと考えることができ。」と述べている。筆者は加藤氏の意見に賛成するが、更に加えて、「謝上表」と「奏免科率状」は元結の一人称で書かれたものであり、つまり地方官の立場での朝廷への奏表であるから、朝廷・君主の命令に謹んで従う態度を示さねばならず、また具体的な政策の問題点に対しては非常に慎重に、言葉を選んで、自らの判断や決意を呈示せねばならず、風刺や直接的な諫言はできなかつたのではないかと考える。しかし、「春陵行」ではより大胆に、より直接的に時の政治の弊害や人民の苦痛を描写しているのである。例えば、民衆の苦しみに関する描写は、「謝上表」では「耆老見臣、俯伏而泣、官吏見臣、已無菜色。城池井邑、但生荒草、登高極望、不見人煙」(耆老臣を見て、俯伏して泣き、官吏臣を見て、已に菜色無し。城池井邑、

但だ荒草の生ふるのみ、登高して極望するに、人煙を見ず」と述べ、「奏免科率状」でも「百姓歸復、十不存一、資産皆無、人心嗷嗷、未有安者」（百姓歸復するも、十に一も存せず、資産皆無く、人心嗷嗷として、未だ安んずる者有らず）とある。しかし、「春陵行」においては「州小經亂亡、遺人實困疲。大郷無十家、大族命單羸。朝餐是草根、暮食仍木皮。出言氣欲絶、意速行步遲。追呼尚不忍、況乃鞭撲之」と描き、杜甫が指摘する通り、「知民疾苦」の気持ちより鮮明に表現したのである。そもそも、「謝上表」は道州刺史を拝したことを謝し、加えて官吏の任用についての自分の考えを君主に進言するという目的で書かれたものであり、「奏免科率状」は道州の租税徴求の免除を願う旨を述べている。よって、この二つの公文はどちらも政策の問題点に対して直接的な批判の内容を含んでいない。しかし、「春陵行」において元結は「道路言」を通して租税徴求の政策を批判している。特に「所願見王官、撫養以惠慈。奈何重驅逐、不使存活為」のように悪政を明確に批判した言葉は、樂府詩にしか許されないものではないだろうか。換言すれば、樂府は、官吏の立場で奏上した公文よりもはるかに自由に且つ大胆に、民衆の苦しみと社会の弊害を表現することができたのである。元結は、具体的な政策によって生じる様々なよくない事象に対して批判的な意見を持っているのだが、地方官として直接的には批判できないので、第三者の視点や民衆の不平という形を借りて表現し、「春陵行」という樂府を作り出したと考えられる。もちろん、樂府詩であっても、元結は一人称で、刺史として「奈何重驅逐、不使存活為」と政治を批判することはできない。だからこそ民衆の言葉の引用という形で政治を批判したのである。このような特徴から、この詩は、政治への直接的な批判ではなく、婉曲的に諷諭する表現形式を備えた作品であると言えるのではないだろうか。杜甫が賛美した「比興體制」「微婉頓挫之辭」という評語の具体的に意味するところは、この点ではないか、と考えられるのである。

さらにもう一点、「春陵行」という作品の特徴を挙げることができる。それは一人称の部分が一貫して「道州刺史」の立場で描かれていることである。元結は地方官の使命であるとの自覚を持って民衆の窮状を訴える詩を作り、采詩

の復活を主張している。漢代樂府及び杜甫の新題樂府は、「世を憂うる人」という一般的な立場から語られ、登場人物の台詞が挿入されている。しかし、元結が刺史の立場で作詩することは、批判は婉曲に表明しなければならぬとの制限を受けつつも、「世を憂うる人」の歌とは異なる、鋭さやある種の迫力を生んでいる。例えば「春陵行」で「欲令鬻兒女、言發恐亂隨。悉使索其家、而又無生資」などは、刺史の立場でなければ詠えないものではないだろうか。杜甫や白居易は、樂府詩の製作において元結にまさるものがあり、例えば杜甫の「三更」、「三別」や白居易の「売炭翁」などは人物描写や会話によって生彩を生んでいる。だが、刺史の詩の迫力はそれらとは異なるものがあり、それは元結の独自の「體制」というにふさわしい。杜甫が「比興體制」と呼んで敬意を表したのは、刺史としての使命感に裏打ちされた詩の風格だったのではないかと思えるのである。

三、「采詩」：意義と貢献

「春陵行」の最後の二句は、「何人采國風、吾欲獻此辭」（各地の民歌を採集する者が誰かいないか、私はこの歌を献じたい）と詠っている。詩の役割は民の状況を統治者に伝え、施政の参考に供することで、そのために古代には「采詩の官」があったというのは、漢儒によって唱えられた詩の理論の根幹をなすものである。元結はその創作活動において一貫して諷諭という詩の働きと、「采詩」の政治的機能を重視し、実践してきた。天寶五年に作られた、元結の最も早い時期の作品である「閔荒詩」にもすでに民間の歌謡に対する認識が示されている。詩の序にはこうある。

天寶丙戌中……得隋人冤歌五篇。考其歌義、似冤怨時主。故廣其意、采其歌、為閔荒詩一篇。（天寶丙戌中……隋人の冤歌五篇を得。其の歌義を考ふるに、時主を冤怨するに似る。故に其の意を廣め、其の歌を采り、閔荒詩一篇を為る。）

詩の正文にも「自得隋人歌、每為隋君羞。欲歌當陽春、似覺天下秋。更歌曲未終、如有怨氣浮。奈何昏王心、不覺此怨尤」（隋人の歌を得て自り、毎に隋君の為に羞づ。歌はんと欲して陽春に当たると、天下の秋を覺ゆるに似たり。更に歌へば曲未だ終はらざるに、怨氣の浮かぶ有るが如し。奈何ぞ昏王の心、此の怨尤を覺へざる）とある。元結がこのような「冤怒時主」の歌謡を採集したのは、民間歌謡の時世風刺の機能をよく分かつていたからである。隋人の歌からは庶民の「冤怒」、「怨氣」、「怨尤」など恨みの心がよく伝わってくるので、もしも統治者がこの恨みを悟らなかつたら、彼は「昏王」（暗愚な王）であろうと元結は考えている。ここからも民間の歌謡が政治を風刺し、君主に諫言するものであるとする認識が窺われる。その一方で君主は自ら進んで、詩の採集により民衆の様子を観察し、民間の恨みを悟るべきだとも元結は考えていた。元結は、その文学活動の初期においてすでに、詩の最も正統な機能、つまり「風」の機能を強調しているのである。また、詩人としては、民間の歌謡を採集して、さまざまな社会現象を統治者に伝え、注意を促し、政治の役に立つようにするべきである、という認識を持っていたことになる。

更に、天寶十年に元結は「系樂府」十二篇を書き、その序文の中でこれらの十二篇の樂府詩を「上に対しては統治者に気付かせることができ、下に対しては民衆を教化できる（可上感於上、下化於下）」ものだとしている。即ち、「樂府詩」の役目は、統治者を正しく諫め、民衆を教化することであると、この序においても改めて定義しているのである。『詩經』の「國風」は「雅」「頌」より民衆の状況を反映するものとされ、漢代儒家の詩教説によって「風」に政治的な解釈が与えられた。「毛詩大序」は「上以風化下、下以風刺上、主文而譎諫、言之者無罪、聞之者足以戒、故曰風」（上は以て下を風化し、下は以て上を風刺す。文を主として譎諫し、之を言うに罪無く、之を聞けば、以て戒むるに足る、故に風と曰ふ。）と述べている³¹。元結の説は、明らかに「毛詩大序」の「風」の精神を受け継いだものであり、「系樂府」十二篇の内容も、「風刺」の精神をよく表している。

例えば十二篇の一つの「農臣怨」には「農臣何所怨、乃欲干人主。不識天地心、徒然怨風雨。將論草木患、欲説昆

蟲苦。巡回宮闕傍、其意無由吐。一朝哭都市、淚盡歸田畝。謠頌若采之、此言當可取」（農臣何の怨む所ぞ、乃ち人主を干めんと欲す。天地の心を識らず、徒然として風雨を怨む。將に草木の患を論ぜんとし、昆蟲の苦を説かんと欲す。宮闕の傍に巡回するも、其の意吐くに由無し。一朝都市に哭し、涙盡きて田畝に歸る。謠頌若し之を采らば、此の言取るべきに當たらん）とある。この農臣は「干人主」という願いを実現する手だてがないことから、「巡回宮闕傍、其意無由吐」と嘆息した。この詩は「春陵行」と同じように微妙な視点の転換があることを重視すべきである。「不識天地心」から「涙盡歸田畝」句まではすべて主人公の視点から表現されたものだが、最後の二句「謠頌若采之、此言當可取」は元結の個人的な判断と態度の表明であり、一人称の視点から出た言葉である。またもう一つの「去郷悲」には「躊躇古塞關、悲歌為誰長。日行見孤老、羸弱相提將。聞其呼怨聲、聞聲問其方。乃言無患苦、豈棄父母郷。非不見其心、仁惠誠所望。念之何可說、獨立為淒傷」（躊躇す古塞關、悲歌誰が為にか長き。日行して孤と老の、羸弱相いに提將（たずさえゆく）に見う。其の呼怨の聲を聞き、聲を聞きて其の方を問う。乃ち言ふ患苦無ければ、豈に父母の郷を棄てんや。見らはさざるに非ず其の心の、仁惠誠に望む所なるを。之を念へば何の説くべき、獨り立ち為に淒傷す）とある。この詩にも視点の転換が行われている。詩の冒頭から「聞聲問其方」句まで、および最後の「念之何可說、獨立為淒傷」は作者の視点から表現されたものだが、「乃言無患苦、豈棄父母郷。非不見其心、仁惠誠所望」の四句だけは民衆の言葉を借りて戦争の災難と故郷を離れる苦しみを表現している。また、「貧婦詞」には「誰知苦貧夫、家有愁怨妻。請君聽其詞、能不為酸淒。所憐抱中兒、不如山下麩。空念庭前地、化為人吏蹊。出門望山澤、回頭心復迷。何時見府主、長跪向之啼」（誰か知らん苦貧の夫、家に愁怨の妻有るを。請ふ君其の詞を聽け、能く為に酸淒せざらんや。憐れむ所は抱中の兒の、山下の麩に如かざるを。空しく念う庭前の地の、化して人吏の蹊と為るを。門を出でて山澤を望み、頭を回らして心復た迷ふ。何れ時にか府主に見え、長跪して之に向かいて啼かん）とある。この詩にも視点の転換がある。冒頭からの四句は作者自身の陳述であり、「所憐抱中兒」句から最後まで「貧

婦」の言葉をそのまま引用して社会の現実を批判したものである。特に最後の二句「何時見府主、長跪向之啼」からは、この貧婦も上述の農臣や故郷を離れる人々と同じように、自分の苦しみを統治者や官吏に伝えようとしても伝える手だてのないことが分かる。

要するに、元結は、「閔荒詩」に「廣其意、采其歌」、「農臣怨」に「謠頌若采之、此言當可取」、更に「春陵行」に「何人采國風、吾欲獻此辭」などと繰り返しているが、ここから、彼が一貫して民間の歌謡を採集することを重視し、朝廷や統治者にこのような樂府詩を奉りたいという願望を持っていたことが窺えるのである。元結は、先秦時代の「采詩」という伝統と漢樂府の「風刺」の精神を回復することを目指しており、また唐代において初めて「采詩」の復活を明らかに唱えた人であって、唐代の「風」という文学觀念に大きな影響を与えている。唐代の詩歌理論においては、元結以前の陳子昂や李白は「風」を提唱してはいるが、彼らの「風」觀を反映した作品「感遇」「興寄」「古風」や、数多の古文からその意味するところを考察するに、「風」の一面である「興寄」と「風骨」を強調してはいるが、「風」の風刺の面にはあまり言及していないことが分かる³²。また、李白はたくさんさんの樂府詩を作ったが、個人的な眞実の心情を表現することを重視し、第三者の視点から直接的に社会風刺をしたものは少ない。元結の時代に至っても、樂府詩を取り巻く情況はあまり変わらなかった。例えば元結が編纂した同時代の詩人たちの作品集『篋中集』を仔細に見ると、この時代の樂府詩の創作はやはり樂府古題を踏襲して、個人の感情や不平を表現するものが多いことがわかる。

『篋中集』所収の孟雲卿の「古別離」「今別離」「悲哉行」「古挽歌」「放歌行」、張彪の「古別離」、趙徵明の「挽歌詞」、元季川の「古遠行」などは、皆漢魏時代の樂府古題をそのまま使ったものである。『篋中集』の中では趙徵明の「回軍破者」だけが第三者の視点から民衆の苦しみを表現しており、新題樂府と見なすことができるが、他はすべて樂府古題を使って個人の感情や不平を表現したものである。『篋中集』は元結が自分の文学主張にあった作品を集めたものであるが、その作品は主に元結の主張の一面である「復古」を集中的に反映し、樂府の政治効用や風諭精神などを

主張するものは少ない。元結とほぼ同じ時代の杜甫は、確かに時の政治の弊害や人民の苦痛を描写する新題樂府に力を注いだ。元結のように明確に「采詩」の復活を主張したことはなかった。元結の「春陵行」に、杜甫が高い評価を与えた理由は、自分がずっと実践していながら十分理論付けることができなかった主張を、元結が明確に示し得たからではないか。元結の「采詩」復活を望む主張は漢以降には大変珍しいものであり、しかも朝廷の命官である元結が提言したものであることに杜甫は注目したのである。

更に杜甫は刺史としての元結が「春陵行」のような樂府詩を作り出した点にも意義を見出した。杜甫の序文「當天子分憂之地、效漢官良吏之目。今盜賊未息、知民疾苦、得結輩十數公、落落然參錯天下為邦伯、萬物吐氣、天下少安可待矣」を改めて見てみよう。『後漢書』「循吏傳敘」の記載によれば、統治者はしばしば官吏を地方へ派遣して「觀納民謠」（民謠を觀察して収集する）をし、地方の「謠言單辭」（民間の風謠や庶民の言い分など）によって「轉易守長」、すなわち地方官の政治業績を監査し、官位の昇降や転勤などを決めていた。「漢官良吏」はもともと「觀納民謠」の職責を担っており、皇帝に各地の様子を知らせるために各地の民歌を集めるのは、官吏の使命の一つだったとされている。元結が「何人采國風、吾欲獻此辭」という自覚的な意識を持ってこの「知民疾苦」の作品を作ったのは、杜甫においては「天子」のための「分憂」に当たり、「漢官良吏」の役目を担っているのである。元結樂府の「比興體制」は、『詩經』の伝統を受け継ぎ、時世の風刺を行ったというだけではなく、安史の乱後に民の窮状を知り、かつ自覚的な意識を持って采風の役目を担う元結のような官吏の存在を明らかにしたことで、杜甫に「天下少安可待矣」という希望を抱かせることができたのである。

おわりに

元結の「采詩」の精神を復活させようという主張と、杜甫が元結を賛美した「比興體制」という評語は、ともに中

唐の諷諭詩創作、特に元和時代の「新樂府」の有力な先駆けとなった。諷諭詩の創作は白居易に至って高度な発展を遂げ、やや体系性のある理論をも形成した。白居易は、「策林六十九・采詩」という文章の中で明確に「立采詩之官、開諷刺之道、察其得失之政、通其上下之情」（采詩の官を立て、諷刺の道を開き、其の得失の政を察し、其の上下の情を通ぜしめん）と主張して、朝廷が古代の詩を採集する制度を回復し、詩の採集により民間の様子を観察すべきだと訴えた。これは、実は元結の主張を受け継いだのである。また、白居易は憲宗の元和年間、左拾遺に任ぜられていた時、「元和小臣」⁽³⁵⁾の立場で数多くの樂府諷諭詩を書いたが、その目的は「民衆の苦痛を救い、政治の闕失を補う（救濟人病、裨補時闕）」（與元九書）⁽³⁶⁾ためであった。これもまた、官吏としての元結が「比興體制」の樂府詩を作って政治を批判した手法から啓発をうけたのではないだろうか。白居易の樂府詩理論を詳細に見ると、「采詩」、「美刺」、「察政之得失」、「上感下化」などの主張は、いずれも元結の樂府理論から受け継いだものである。白居易の新樂府詩は、創作の面では主に杜甫の歌行体に倣っており、理論の面でも杜甫だけに言及して、元結にはまったく言及していない⁽³⁷⁾。だが、現実には、元結の「采詩」の精神を復活させようという主張が、白居易の樂府理論に大きな影響を与えていたことは明らかである。また、元結が官吏の立場で樂府詩を作ること、白居易の「新樂府五十首」をはじめとする新樂府創作にある啓発を与えたとも考えられる。元結の存在は新樂府運動において看過することができないものであるといえよう。

(注)

(1) 「賊退後示官吏作」の詩名は、『元次山集』と『全唐詩』に「賊退示官吏」と作る。

(2) 詩「同元使君「春陵行」」の序文、『杜詩詳注』、杜甫著、仇兆鰲注。（中華書局1979年、第三冊1691頁）

- (3) 中国での先行研究は王運熙・楊明両氏の『隋唐五代文学批評史』（上海古籍出版社1994）をはじめ、たくさん論著や論文があるが、日本でも前野直彬氏編『中国文学史』（東京大学出版会1975年、103頁）で、元結の作品が新楽府の「さきがけをなすものであった」と指摘されており（佐藤保氏執筆）、市川桃子氏「元結『春陵行』考」（『東方学』六十集、1980年）は「春陵行」が何を目的として書かれたかについて考察している。また、加藤敏氏は「元結の『春陵行』と『賊退示官吏』について」（『千葉大学教育学部研究紀要』第45巻、1997年）において、「春陵行」執筆当時の元結の中央に対する態度と楽府に対する認識とを詳しく分析している。杜甫がなぜ元結に対して高い評価を与えたかについては、伊藤正文氏が「杜甫と元結・『篋中集』の詩人たち」（『京都大学』『中国文学報』一七、1982年）、「建安詩人とその伝統」所収、創文社（2002年）において、「杜甫は『春陵行』を通して作者の元結に、嘗ての自己を見出したのだ」と論じている。
- (4) 元結『元次山集』巻三。孫望校。（中華書局1960年）
- (5) 『元稹集』巻第二十三「樂府古題序」（翼勤点校、中華書局1982年版、235頁）に見える杜甫に対する評語。
- (6) 葛曉音「新楽府の縁起和界定」、（『詩国高潮與盛唐文化』所収、北京大學出版社1988年）。及び注3に挙げた加藤敏氏の論文。
- (7) 「賊退示官吏」は「春陵行」が書かれてから三ヶ月以上後に制作されたものであると思われる（前掲注3の加藤敏氏の論文を参照）。詩の本文では、まず道州刺史となるまでの自らの状況を述べることから始まる。続いて賊すら憐れんだ道州に対して租税の徵求が厳しくなされていることに対する批判が展開される。最後にこうした状況に対峙した時の自らの決意、即ち官を辞するという決断が呈示される。詩の序は以下のようなものである。「癸卯歲、西原賊入道州、焚燒殺掠、幾盡而去。明年、賊又攻永州、破邵、不犯此州邊鄙而退。豈力能制敵歟？蓋蒙其傷憐而已。諸使何為忍苦征斂。故作詩一篇、以示官吏。」本文は以下のようなものである：「昔歲逢太平，山林二十年。泉源在庭戶，洞壑當門前。進稅有長期，日晏猶得眠。忽然遭世變，數歲親戎旃。今來典斯郡，山夷又紛然。城小賊不屠，人貧傷可憐。是以陷鄰境，此州獨見全。使臣將王命，豈不如賊焉？今彼征斂者，迫之如火煎。誰能絕人命，以作時世賢！思欲委符節，引竿自刺船。將家就魚麥，歸老江湖邊。」『元次山集』巻三。孫望校。（中華書局1960年）
- (8) 杜甫詩の原文は以下のようなものである。「遭亂發盡白，轉衰病相嬰。沈綿盜賊際，狼狽江漢行。嘆時藥力薄，為客羸瘵成。吾人詩家秀，博采世上名。祭祭元道州，前聖畏後生。觀乎春陵作，欽見後哲情。復覽賊退篇，結也實國楨。賈誼昔流勸，匡衡常引經。道州憂黎庶，詞氣浩縱橫。兩章對秋月，一字借華星。致君唐虞際，純樸憶大庭。何時降璽書，用爾為丹青。獄訟永衰息，豈唯偃甲兵。淒惻念誅求，

- 薄斂近休明。乃知正人意，不苟飛長纓。涼颯振南嶽，之子寵若驚。色阻金印大，興含滄浪清。我多長脚病，日夕思朝廷。肺枯渴太甚，漂泊公孫城。呼兒具紙筆，隱幾臨軒楹。作詩呻吟內，墨淡字欷傾。感彼危苦詞，庶幾知者聽。」〔杜詩詳注〕、杜甫著、仇兆鰲注。（中華書局1979、第三冊1691頁）
- (9) 王運熙・楊明『隋唐五代文學批評史』（上海古籍出版社1994年、262—263頁）を参照。
- (10) その文章は次の通りである。「臣之述作、雖不足鼓吹六經、先鳴數子、至于沈鬱頓挫、隨時敏捷、楊雄、枚皋之徒、庶可企及也。」杜甫『進雕賦表』。〔杜詩詳注〕卷二十四、杜甫著、仇兆鰲注。（中華書局1979年、第五冊2172頁）
- (11) 例えば中国社会科学院文学研究所喬象鍾・陳鉄民主編『中國文學通史系列・唐代文學史』：「杜詩沈鬱頓挫的風格，是集中概括了他詩歌的主要特征的。具體地說，它至少包含以下幾層涵義：一、它表現了杜詩思想內容的博大深厚，生活體驗的豐富真切，感情的飽滿有力；二、它經過較長時間的積累、醞釀、消化、觸發的過程；三、它以深厚完整的意境、錘煉精確的語言、鏗鏘瀏亮的音調、頓挫變化的節奏表現出來」（人民文學出版社1995年版、上卷55頁）、章培恒・駱玉明主編『中國文學史』：「所謂『沈鬱』，主要表現為意境開闊壯大，感情深沈蒼涼；所謂『頓挫』，主要表現為語言和韻律曲折有力，而不是平滑流利或任情奔放。」（復旦大學出版社1997年版、中冊119頁）、袁行霽・羅宗強主編『中國文學史』：「沈鬱頓挫風格的感情基調是悲慨。……沈鬱，是感情的悲慨壯大深厚；頓挫，是感情表達的波浪起伏、反復低回。」（高等教育出版社1999年版、第二卷200頁）など。また、文章の構成や言葉使いの技巧などを指すという説もある。吳相洲『杜詩「沈鬱頓挫」風格含義辨析』（陝西師範大學學報）〔哲學社会科学版〕2007年第五期）を参照。
- (12) 張氏の原文は以下のものである。「例如：《弘明集》卷六道恒法師《釋駁論》：『且眾生緣有濃薄，才有利鈍，解有難易，行有淺深，是以啓誨之道不一，悟發之由不同，抑揚頓挫務使從善，斯乃權謀之警策，妙濟之津梁，殊非誘迫之謂也。』（《大正新修大藏經》第2102頁）這裏的『頓挫』與『抑揚』互文，意義接近。『美刺』，顯然就是指佛家或警告或善誘世人，使之覺悟的種種諷諭手段。」張安祖『杜甫沈鬱頓挫本意探源』（文學遺產）2004年第三期）を参照。
- (13) 『周禮正義』卷二十三「春官・大師」の鄭注〔十三經注疏〕中華書局影印本上冊776頁）
- (14) 朱熹『詩集傳』（上海古籍出版社1958年、一頁）
- (15) 徐正英『先秦至唐代比興說述論』（西北師大學報）〔哲學社会科学版〕2003年40卷一期）、および徐中原「淺論先秦至唐比興之嬗變」

- 〔山東師範大學學報（人文社會科學版）2007年第二期〕に詳しい。
- (16) 『周禮正義』：「賦之言鋪，直鋪陳今之政教善惡。比，見今之失，不敢斥言，取比類以言之。興，見今之美，嫌於媚諛，取善事以喻勸之。」（之を賦するを鋪と言ひ、直ちに今の政教の善惡を鋪陳す。比は、今の失を見れども、敢へて斥言せず、比類するを取りて以て之を言ふ。興は、今の美を見れども、媚諛するを嫌ひて、善事を取りて以て之を喻勸す）『周禮正義』卷二十三「春官・大師」の鄭箋（『十三經注疏』中華書局影印本上冊776頁）。『毛詩正義』卷一の鄭箋にも同じ説が見える。（三頁、『十三經注疏』中華書局影印本上冊271頁）
- (17) 劉勰の「比興」観は、主に『文心雕龍』「比興」にある。詳しい解釈は、王運熙・周鋒『文心雕龍詁注・比興第三十六』（上海古籍出版社1988年）を参照のこと。また、ある研究者は「經字の比興」と「文学の比興」の両方面から劉勰の「比興観」について新解釈を提出した。詳しくは部積意「經學的比興與文學的比興——『文心雕龍・比興篇』新説」（『人文雜誌』2007年4期）を参照。鐘嶸「詩品序」に「文已盡而意有余，興也。因物喻誌，比也。直書其事，寓言寫物，賦也」とある。
- (18) 『毛詩正義』卷一孔穎達疏、（漢鄭玄箋、唐孔穎達疏、『十三經注疏』中華書局影印本上冊271頁）
- (19) 『喜馬參軍相遇醉歌并序』、『陳子昂集』（中華書局1960、42頁）
- (20) 『河岳英靈集』の序文（倣宋本『河岳英靈集』、光緒戊寅高行篤手書本）
- (21) 『與元九書』、『白居易選集』、王汝弼選注（上海古籍出版社1980、359頁）
- (22) 『嵇康集校注』、卷第二、戴明揚校注（人民文学出版社1962年、83頁）
- (23) 劉勰著、範文瀾註『文心雕龍註』（人民文学出版社1955年、633頁）
- (24) 杜黎均『文心雕龍文學理論研究和譯釋』（北京出版社1981年、197頁）、趙仲邑『文心雕龍譯註』（瀋江出版社1982年、353頁）、張長青・張會恩『文心雕龍詮釋』（湖南人民出版社1982年、285頁）、周振甫『文心雕龍今譯』（中華書局1986年、378頁）、詹鍇『文心雕龍義証』（上海古籍出版社1989年、1593頁）、陸侃如・牟世金『文心雕龍譯註』（齊魯書社1995年、513頁）、陳書良『文心雕龍釋名』（湖南人民出版社2007年、67頁）、周明『文心雕龍校釋譯評』（南京大學出版社2007年、388～389頁）、徐浩『文心雕龍・附會』淺解（『西南民族大學學報』2009年06期）、など。
- (26) 詹鍇『文心雕龍義証』（上海古籍出版社1989年、1593頁）

- (27) 例えば杜黎均氏の解釈は「作品的篇章結構」、陳書良氏の解釈は「體裁、格局」であり、周明氏は「文字作品的體裁、規格及相應的風格要求」と註を附している。また、徐浩氏は「文心雕龍」「定勢」篇の「箴銘碑誄、則體制於宏深」(箴銘碑誄、則ち宏深に體制す)を引用して、この「體制」は「箴、銘、碑、誄」の四つの「體」と「宏深」の「制」を指していると説明した。
- (28) 『史通』「内篇」第一卷、六家第一に詳しい(明代張之象刻本、中華書局1962年、7頁)。「史通」によれば『東觀記』と『三國誌』はいずれも『漢書』の体から発展したものであるから、呼び名は異なるとしても、「體制」は同じである、という。
- (29) 鄭玄「詩譜・周頌」の孔穎達疏、「毛詩正義」(漢鄭玄箋、唐孔穎達疏、「十三經注疏」中華書局影印本上冊271頁)
- (30) 「謝上表」(『全唐文』卷380、中華書局1960年、3863頁)と「奏免科率狀」(『全唐文』卷381、中華書局1960年、3865頁)の原文は長いので省略する。前掲注3加藤敏氏「元結の『春陵行』と『賊退示官吏』について」を参照のこと。
- (31) 『毛詩正義』卷一(『十三經注疏』中華書局影印本上冊271頁)。
- (32) 陳子昂「與東方左史虬修竹篇序」、李白「古風」其一などを参照。陳子昂と李白の「風」観は、王運熙・楊明『隋唐五代文學批評史』に詳しい。
- (33) 拙文「盛世中の窮者之音——論『篋中集』詩人的復古與澀調」(『北方論叢』2010年第一期、哈爾濱師範大學出版社2010年1月)に詳しい。
- (34) 『後漢書』「循吏列傳」：「(光武)數引公卿郎將，列于禁坐。廣求民瘼，觀納風謠。故能内外匪懈，百姓寬息。自臨宰邦邑者，競能其官。若杜詩守南陽，號為「杜母」，任延、錫光移變邊俗，斯其績用之最章者也。又第五倫、宋均之徒，亦足有可稱談。然建武、永平之間，吏事刻深，亟以謠言單辭，轉易守長。」(『後漢書』卷七十六、中華書局1965年、2427頁)
- (35) 「新樂府五十首」の「七德舞」篇に「元和小臣白居易」という詩句がある。(王汝弼選注『白居易選集』、上海古籍出版社1980年、83頁)
- (36) 「與元九書」(王汝弼選注『白居易選集』、上海古籍出版社1980年、353頁)
- (37) 注35に挙げた「與元九書」に詳しい。この文章において杜甫およびその新題樂府についてこう評価している：「又詩之豪者，世稱李、杜。李之作，才矣！奇矣！人不迫矣！索其風雅比興，十無一焉。杜詩最多，可傳者千余首。至於貫穿古今，視縷格律，盡工盡善，又過於李焉。然撮其「新安」、「石壕」、「潼關吏」、「蘆子關」、「花門」之章，「朱門酒肉臭，路有凍死骨」之句，亦不過十三四。杜尚如此，況不迫杜者乎？」